

**EU・カナダ包括的貿易投資協定（CETA）による  
農産品の関税引き下げの見通しと主要点**

2017年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシアCIS課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

2017年9月21日に暫定適用が開始されたEU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）は、EUがG7参加国と締結した、最初の自由貿易協定となる。本レポートでは、交渉中、一時期調整が難航した、農産品の重要品目を中心に、関税率の引き下げ・撤廃スケジュール、および原産地規則を取りまとめた。加えて農産品の地理的表示の保護に関する概要や、EU域内の農協関連団体のCETAに関する見解を概説した。

## 目次

1. 概要	1
(1) 関税率の引き下げ・撤廃と関税割当枠の拡大	1
① EU産農産品に対するカナダの輸入関税の引き下げ	1
② EUが輸入するカナダ産農産品に対する輸入関税の引き下げ	2
(2) 関税引き下げのスケジュール	3
(3) 関税引き下げと関税割当枠の拡大、原産地規則	4
① 乳製品	4
② 牛肉	6
③ 豚肉	7
④ スイートコーン	9
⑤ 普通小麦（common wheat）	10
2. 農産品の地理的表示（GI）の保護	11
(1) CETA暫定適用開始時に保護対象となるGI	11
(2) GIの保護の適用	13
(3) GIの保護の例外	13
(4) CETA発効後のGIの追加・削除	15
3. 補助金に関する規定	16
4. EU域内の農協団体のCETAに対する見解	17
(1) 欧州農業組織委員会（COPA）・欧州農業協同組合委員会（COGECA）	17
(2) フランスの農業生産者団体の反応	17
5. CETAに期待するEU中小企業の事例	20

EU とカナダの包括的経済貿易協定（CETA）<sup>1</sup>は、2017年9月21日に暫定適用が開始された。双方は、2009年10月に交渉を開始、一時は農産品などをめぐって交渉が難航したものの、2013年10月に欧州委員会のバローゾ委員長（当時）とカナダのハーパー首相（当時）が基本合意、翌年9月に交渉妥結を発表した。その後、協定文の見直しや翻訳作業を経て、2016年10月にEUとカナダの双方が署名した。CETAはEUにとって主要7カ国（G7）のメンバーと結ぶ初めての自由貿易協定となる。なお、協定全体の正式な発効には、EU全加盟国における批准手続きが必要となる。

## 1. 概要

### (1) 関税率の引き下げ・撤廃と関税割当枠の拡大

#### ① EU産農産品に対するカナダの輸入関税の引き下げ<sup>2</sup>

カナダはCETAの発効と同時に、EU産の農産品に対する関税を品目ベースで90.9%即時撤廃し、7年後には撤廃率を91.7%にまで引き上げる。欧州委員会は、輸出額ベースの関税撤廃率は約95%になると試算している。関税が撤廃されないセンシティブ品目については、関税割当を適用するか（乳製品、牛肉など）、自由化の対象外となる（鶏・七面鳥の肉や卵・卵製品<sup>3</sup>など）。

CETAの発効により、EU産ワインや蒸留酒、ソフトドリンク、菓子類、穀物ベースの製品（パスタやビスケットなど）、果物・野菜加工食品などの加工食品の関税もほとんどが撤廃される。EUとカナダは、EU産ワイン・蒸留酒のカナダ市場展開の妨げとなっていたカナダ国内の非関税障壁（‘behind the border’ barriers）の撤廃について合意。また、双方間のワイン・蒸留酒の貿易の促進を目的に、ワイン醸造法などの相互認証や、ワイン・蒸留酒の地理的表示（GI）の保護などを定めたワイン・スピリッツ協定（2003年署名、2004年発効）の内容もCETAに統合された。欧州委員会は「加工食品に関するカナダ側の提案は、同分野がEUにとって重要な輸出品であり、そのさらなる市場開放がEU側の主要交渉目標の一つだっただけに、極めて有意義だ」として成果を強調した。

---

<sup>1</sup> "Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part" Council of the European Union, 14 September 2016 <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-INIT/en/pdf>

<sup>2</sup> "CETA explained" the Directorate General for Trade of the European Commission (DG TRADE), January 2017, <http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ceta/ceta-explained/>  
"CETA – Summary of the final negotiating results" DG TRADE, February 2016, [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc\\_152982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf)

<sup>3</sup> なお、これらの品目のWTO協定に基づく関税割当枠に対する関税は撤廃される。

EU からカナダ向けに輸出される農産品の多くに、概ね 10～25%の関税（従価税）が課されており、欧州委員会は、関税撤廃によりカナダ市場における EU 農産品のシェアが拡大すると期待している。また、欧州委員会は、カナダの高所得者向け市場を中心に、輸出拡大が期待される農産品として次を挙げた<sup>4</sup>。

- ワインと蒸留酒
- 青果
- 加工食品
- チーズ
- 伝統的な食品など「地理的表示（GI）」によって保護されている農産品

## ② EU が輸入するカナダ産農産品に対する輸入関税の引き下げ<sup>5</sup>

EU は、CETA の発効と同時に、カナダ産農産品に対する関税を品目ベースで 92.2%を撤廃し、7 年後には撤廃の割合を 93.8%にまで拡大する。欧州委員会は、輸入額ベースの農産品関税撤廃割合は約 97%になると試算している。次の 3 分野の商品は、CETA 発効後も引き続き輸入時に課税される。

- 参入価格制度（entry price system : EU に輸入される製品の輸入価格が一定価格より低い場合、追徴的に課税する制度）が適用される製品（これらの製品に対する関税の従価税部分は完全に撤廃されるが、参入価格制度は維持される）。
- 牛肉、豚肉、缶詰スイートコーンなどのセンシティブ品目については、関税率はゼロとなるが、関税割当による量的制限を適用する。（後述）
- 鶏・七面鳥の肉、卵・卵製品などのセンシティブ品目については、関税率の引き下げ対象から除外する。

なお、カナダからの EU への輸入品には、肥育ホルモン剤を使用した食肉は輸入できないなど、EU のルールと規制の順守が要求される。

---

<sup>4</sup> "CETA explained" DG TRADE, January 2017, <http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ceta/ceta-explained/>

<sup>5</sup> "CETA – Summary of the final negotiating results" DG TRADE, February 2016, [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc\\_152982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf)

## (2) 関税引き下げのスケジュール

原則として、全品目が関税撤廃の対象となるが、CETA 付属書 2-A<sup>6</sup>に記載された品目に関しては、個別品目ごとに詳細に関税の引き下げ・撤廃のスケジュールが定められている。関税率を段階的に引き下げる品目については、協定の発効日から同年末までを 1 年目、その後の各年始を 2 年目、3 年目、とし、関税を基準税率から均等に 1 年に 1 回引き下げて、定められた年数で撤廃することになっている。関税の撤廃スケジュールは、関税を撤廃しない区分も含めて、次の 7 区分に分類される。

- ・ カテゴリーA：協定の発効時に即時に関税を撤廃する。
- ・ カテゴリーB：発効時点を含めて 4 回の毎年均等な引き下げを行い、4 年目に撤廃する（2020 年始に撤廃される）
- ・ カテゴリーC：発効時点を含めて 6 回の毎年均等な引き下げを行い、6 年目に撤廃する（2022 年始に撤廃される）
- ・ カテゴリーD：発効時点を含めて 8 回の毎年均等な引き下げを行い、8 年目に撤廃する（2024 年始に撤廃される）<sup>7</sup>
- ・ カテゴリーS：協定発効日の 5 年後から 3 回目の均等な引き下げを行い、8 年目に撤廃する（2022 年 9 月に初回の引き下げを実施し、2024 年始に撤廃される）
- ・ カテゴリーAV0+EP：従価税部分は協定発効時に即時に撤廃するが、参入価格制度は引き続き適用する
- ・ カテゴリーE：関税撤廃対象から除外

---

<sup>6</sup> “CETA – Annex 2-A Tariff Elimination” Council of the European Union, 14 September 2016

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-1/en/pdf>

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-2/en/pdf>

<sup>7</sup> 撤廃区分 D が適用される一部の穀物〔CN コード 1001 11 00、同 1001 19 00、同 ex 1001 99 00 に分類される高品質の普通小麦（common wheat）、同 1002 11 00、同 1002 90 00〕については、1 年目に、穀物の輸入関税の算定方法を定めた規則 642/2010 に基づく税率の 87.5%、2 年目に同 75%、と適用される税率の割合を毎年 12.5% ずつ引き下げ、8 年目に撤廃する。

## (3) 関税引き下げと関税割当枠の拡大、原産地規則<sup>8</sup>

EU とカナダにとってセンシティブな農産品のうち主要品目について、欧州委員会が公表している CETA の付属書 2-A に基づき、双方の関税割当枠と農産品に課される輸入関税率を示す。撤廃区分は前述の「A～E」を用い、数量は年間単位、スケジュールは暫定適用開始日を「1年目」、翌年始を「2年目」とする「暫定適用から何年目」によって示す。1年目の関税割当枠は、1年の日数に対する、暫定適用日から年末までの日数に比例して調節する。なお、複数の分野にまたがって適用される関税割当枠「SSG」は CETA 第 2.7 条 3 項に規定された、WTO の「農業に関する協定」第 5 条に基づく「特別セーフガード」が適用される品目となる。

### ① 乳製品

#### 関税引き下げと関税割当枠の拡大

カナダは EU 産チーズに対して無税の関税割当枠を新設し、発効から 6 年目まで毎年均等に 1 万 7,700 トンまで拡大する。このうち、1 万 6,000 トンが高品質チーズ (TRQ Cheese)、1,700 トンがバルクで輸入される加工用チーズ (TRQ Industrial Cheese) となる。さらに、カナダは WTO 協定に基づく既存の関税割当枠 800 トン分を EU 産高品質チーズに割り当てるため、EU 産チーズに対する関税割当枠は最終的に合計 1 万 8,500 トンとなる。乳製品に関する関税割当枠と関税引き下げは次の通り。

表 1：カナダの対 EU 関税割当枠——乳製品

分類	対象	内容 <sup>(1)</sup>
TRQ Cheese	高品質チーズ	1 年目に 2,667 トンの無税の関税割当枠を新設、6 年目まで均等に 1 万 6,000 トンまで拡大し、以後、継続する
TRQ Industrial Cheese	バルクでカナダに輸入される加工用チーズ	1 年目に 283 トンの無税の関税割当枠を新設、6 年目まで均等に 1,700 トンまで拡大し、以後、継続する

(1) 重量は正味重量。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-1/en/pdf>

<sup>8</sup> なお、製品の原産地規則は CETA 「原産地規則及び原産地手続きに関する議定書 (Protocol on Rules of Origin and Origin Procedures)」に規定されており、輸出品が原産品であることを満たすために必要な作業・加工工程を、関税番号 (HS コード) の分類別に示したリストとなっている。同議定書は次で閲覧できる (587 ページ以降)。[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/september/tradoc\\_152806.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/september/tradoc_152806.pdf)

表 2：カナダの対 EU 関税引き下げ——主な乳製品<sup>(1)</sup>

品目の内訳 <sup>(2)</sup>		基準税率	撤廃区分	関税割当枠
バター：関税割当枠外 (0405 10 20)		298.5% <sup>(3)</sup>	E	SSG
チーズ	関税割当枠内 プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く） (0406 30 10) ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ (0406 40 10) チェダー及びチェダー・タイプ (0406 90 11) カマンベール及びカマンベール・タイプ (0406 90 21) ブリー及びブリー・タイプ (0406 90 31) ゴーダ及びゴーダ・タイプ (0406 90 41) プロヴォローネ及びプロヴォローネ・タイプ (0406 90 51) モッツァレラ及びモッツァレラ・タイプ (0406 90 61) スイス・エメンタール及びスイス・エメンタール・タイプ (0406 90 71) グリュイエール及びグリュイエール・タイプ (0406 90 81) ハパティ及びハパティ・タイプ (0406 90 91) パルメザン及びパルメザン・タイプ (0406 90 93) ロマーノ及びロマーノ・タイプ (0406 90 95) その他のチーズ (0406 90 98)	3.32 C セント/キロ (チェダー・チーズ及びチェダー・タイプ・チーズのみ 2.84 C セント/キロ)	A	TRQ Cheese、TRQ Industrial cheese <sup>(4)</sup>
	関税割当枠外 フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る）及びカード (0406 10 20) プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く） (0406 30 20) ブルーチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ (0406 40 20) チェダー及びチェダー・タイプ (0406 90 12) カマンベール及びカマンベール・タイプ (0406 90 22) ブリー及びブリー・タイプ (0406 90 32) ゴーダ及びゴーダ・タイプ (0406 90 42) プロヴォローネ及びプロヴォローネ・タイプ (0406 90 52) モッツァレラ及びモッツァレラ・タイプ (0406 90 62) スイス・エメンタール及びスイス・エメンタール・タイプ (0406 90 72) グリュイエール及びグリュイエール・タイプ (0406 90 82) ハパティ及びハパティ・タイプ (0406 90 92) パルメザン及びパルメザン・タイプ (0406 90 94) ロマーノ及びロマーノ・タイプ (0406 90 96) その他のチーズ (0406 90 99)	245.5% <sup>(3)</sup>	E	SSG

(1) カナダ・ドルは「C ドル」、カナダ・セントは「C セント」と表記する。また、品目が多岐にわたるため、表中では、カナダに向けて輸出された EU 産乳製品の内、HS コードの上 6 桁で 2016 年の上位 5 品目 (0405 10、0406 10、0406 30、0406 40、0406 90) をまとめた。

(2) 品目の番号は、カナダの関税率表に基づく (<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/trade-commerce/tariff-tarif/archive-eng.html>)。

(3) これらの品目には、従価税と従量税のいずれか税額の高い方を課す選択税が適用される。従量税の税率は CETA 付属書 2-A に記載されており、品目ごとに異なる。

(4) 「TRQ Cheese」は高品質チーズに、「TRQ Industrial cheese」はバルクでカナダに輸入される加工用チーズに適用される。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-2/en/pdf>

この他、カナダはホエイ（乳清）タンパク質濃縮物の関税も CETA 発効と同時に撤廃する。一方、EU は CETA 発効と同時に、カナダ産の乳製品に対する関税を完全に撤廃する。欧州委員会



は、カナダからの乳製品輸入は、同国からの農産品輸入の 0.1%を占めるに過ぎず（2012 年と 2013 年の平均）、関税撤廃の影響はほとんどないと見ている<sup>9</sup>。

## 原産地規則

上記の乳製品は、関税番号（HS コード）の上 2 桁が変更される加工が行われていれば、原産品と認められる。ただし、乾燥重量の 10%超の乳固形分を含む HS コード 1901.90 に分類される乳加工品の原料については、原産品と認められるための一定の条件が設定されている。

## ② 牛肉

### 関税引き下げと関税割当枠の拡大

カナダにとって特に生鮮牛肉の EU 市場アクセスの改善は、CETA 交渉の最重要課題の一つだった。EU 産牛肉に対するカナダの現行の関税は、CETA 発効と同時に撤廃される。一方、EU は、カナダ産の牛肉に対して現行の税率を維持しつつ、無税の関税割当枠を新設する。発効から 6 年目まで毎年均等に、生鮮・冷蔵牛肉については 3 万 840 トン（枝肉換算重量）まで、冷凍牛肉については 1 万 5,000 トン（同）まで拡大し、最終的に牛肉の関税割当枠は合計で 4 万 5,840 トン（同）となる。なお、EU は、肥育ホルモン剤を使用した牛肉の輸入禁止をめぐる過去の紛争の補償措置としてカナダ産牛肉に対して設定している、4,162 トン（同）の無税の割当枠も維持する。欧州委員会は、これらを合計すると、EU の牛肉消費量全体の 0.6%程度に相当するとしている。また、牛肉に加えてバイソン肉に関する 3,000 トン（同）の無税の関税割当枠も CETA の暫定適用と同時に設定する。さらに、従来、20%の従価税率が適用されてきた、1 万 1,500 トン（製品重量）の北米（米国及びカナダ）向けヒルトン枠（EU 向け骨なし高級生鮮牛肉の低関税の割当枠）におけるカナダからの輸入分については、暫定適用と同時に関税を撤廃する<sup>10</sup>。

表 3：EU の対カナダ関税割当枠——牛肉

分類	対象	内容 <sup>(1)</sup>
TQB1	生鮮もしくは冷蔵した牛肉及び仔牛肉	1年目に5,140トンの無税の関税割当枠を新設、6年目まで均等に3万840トンまで拡大し、以後、継続する
TQB2	冷凍その他の牛肉及び仔牛肉	1年目に2,500トンの無税の関税割当枠を設定、6年目まで均等に1万5,000トンまで拡大し、以後、継続する
TQB3	バイソン肉	1年目以降3,000トン

(1) 重量は枝肉換算重量

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-1/en/pdf>

<sup>9</sup> "CETA – Summary of the final negotiating results" DG TRADE, February 2016,

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc\\_152982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf)

<sup>10</sup> "CETA – Summary of the final negotiating results" DG TRADE, February 2016,

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc\\_152982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf)

表 4：EU の対カナダ関税引き下げ——牛肉

品目の内訳 <sup>(1)</sup>		基準税率 <sup>(2)</sup>	撤廃区分	関税割当枠
生鮮もしくは冷蔵	枝肉及び半丸枝肉 (0201 10 00)、「補填」クォーター <sup>(3)</sup> (0201 20 20)	12.8 ユーロ+176.8 ユーロ/100 キロ	E	TQB1 TQB3 <sup>(5)</sup>
	フォアクォーター <sup>(3)</sup> (分割していないもの、または分割したもの) (0201 20 30)	12.8 ユーロ+141.4 ユーロ/100 キロ		
	ハインドクォーター <sup>(3)</sup> (分割していない、または分割したもの) (0201 20 50)	12.8 ユーロ+212.2 ユーロ/100 キロ		
	その他骨付きの肉 (0201 20 90)	12.8 ユーロ+265.2 ユーロ/100 キロ		
	骨付きでない肉 (0201 30 00)	12.8 ユーロ+303.4 ユーロ/100 キロ		
冷凍その他	枝肉及び半丸枝肉 (0202 10 00)、「補填」クォーター <sup>(3)</sup> (0202 20 10)	12.8 ユーロ+176.8 ユーロ/100 キロ		TQB2 TQB3 <sup>(5)</sup>
	フォアクォーター <sup>(3)</sup> (分割していない、または分割したもの) (0202 20 30)	12.8 ユーロ+141.4 ユーロ/100 キロ		
	ハインドクォーター <sup>(3)</sup> (分割していない、または分割したもの) (0202 20 50) フォアクォーター (かたまり、または最大 5 つの部分に切断したもの)、または同様のフォアクォーター及びテンダーロインを除くひとかたまりのハインドクォーターの 2 つの部分からなる「補填」クォーター <sup>(3)</sup> (0202 30 10) クロップ、チャック・アンド・ブレード、ブリスケット <sup>(4)</sup> (0202 30 50)	12.8 ユーロ+221.1 ユーロ/100 キロ		
	その他骨付きの肉 (0202 20 90)	12.8 ユーロ+265.3 ユーロ/100 キロ		
	その他骨付きでない肉 (0202 30 90)	12.8 ユーロ+304.1 ユーロ/100 キロ		

(1) 品目の番号は、2015 年版の CN コードに基づく。

(2) 基準税率算出の基準となる重量は正味重量。枝肉重量への換算率は付属書 2-A、21 項に記載されている。

(3) 「フォアクォーター (forequarter)」は半丸枝肉の前半分、「ハインドクォーター (hindquarter)」は後ろ半分、「『補填』クォーター ('Compensated' quarters)」は等しい数量のフォアクォーターとハインドクォーターの組み合わせからなる。

(4) いずれもフォアクォーターに含まれる部位。

(5) 「TQB3」はパイソン肉に適用される関税割当枠。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-2/en/pdf>

## 原産地規則

上記の牛肉が分類される HS コード第 2 類 (食肉) は、製造に利用される第 1 類 (生きている動物) 及び第 2 類に分類される原料が、すべて完全生産品 (原産地において完全に生産された産品、及びそれらを材料とする産品) であることが原産品としての要件となる。

## ③ 豚肉

### 関税引き下げと関税割当枠の拡大

EU は従来から、カナダに無関税で豚肉を輸出できる。一方、EU はカナダ産の生鮮・冷蔵・冷凍の豚の枝肉・半丸枝肉 (CN コード 0203 11 10 及び 0203 21 10) の関税を撤廃。それ以外の豚肉に対して、無税の関税割当枠を新設し、暫定適用開始後 6 年目まで毎年均等に 7 万 5,000

トン（枝肉換算重量）まで拡大する。これに加えて、WTO 協定に基づく現行の 5,549 トン（同）の関税割当数量も CETA による新たな関税割当に上乘せされる。欧州委員会は、これらの無税の関税割当枠の合計は、EU の豚肉消費量全体の約 0.4% に相当するとしている<sup>11</sup>。

表 5：EU の対カナダ関税割当枠——豚肉

分類	対象	内容 <sup>(1)</sup>
TQP	豚肉	1年目に 12,500 トンの無税の関税割当枠を新設、6年目まで均等に 75,000 トンまで拡大し、以後、継続する

(1) 重量は枝肉換算重量

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-1/en/pdf>

表 6：EU の対カナダ関税引き下げ——豚肉

品目の内訳 <sup>(1)</sup>		基準税率 <sup>(2)</sup>	撤廃区分	関税割当枠
生鮮もしくは冷蔵	骨付きのもも肉及びそれを分割したもの（骨付き）（0203 12 11）	77.8 ユーロ/100 キロ	E	TQP
	骨付きの肩肉及びそれを分割したもの（骨付き）（0203 12 19） フォア・エンド <sup>(3)</sup> 及びそれを分割したもの（0203 19 11）	60.1 ユーロ/100 キロ		
	ロイン及びそれを分割したもの（骨付き）（0203 19 13） その他骨なし部分肉（0203 19 55） その他（0203 19 59）	86.9 ユーロ/100 キロ		
	ばら（骨付き、骨なし）（0203 19 15）	46.7 ユーロ/100 キロ		
冷凍その他	骨付きのもも肉及びそれを分割したもの（骨付き）（0203 22 11）	77.8 ユーロ/100 キロ		
	骨付きの肩肉及びそれを分割したもの（骨付き）（0203 22 19） フォア・エンド <sup>(3)</sup> 及びそれを分割したもの（0203 29 11）	60.1 ユーロ/100 キロ		
	ロイン及びそれを分割したもの（骨付き）（0203 29 13） その他骨なし部分肉（0203 29 55） その他（0203 29 59）	86.9 ユーロ/100 キロ		
	ばら（骨付き、骨なし）（0203 29 15）	46.7 ユーロ/100 キロ		

(1) 品目の番号は、2015 年版の CN コードに基づく。

(2) 基準税率算出の基準となる重量は正味重量。枝肉重量への換算率は付属書 2-A、21 項に記載されている。

(3) 半丸枝肉の前半分。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-2/en/pdf>

## 原産地規則

上記の豚肉が分類される HS コード第 2 類（食肉）は、製造に利用される第 1 類（生きている動物）及び第 2 類に分類される原料が、すべて完全生産品であることが原産品としての要件となる。

<sup>11</sup> "CETA – Summary of the final negotiating results" DG TRADE, February 2016,

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc\\_152982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf)

## ④ スイートコーン

### 関税引き下げと関税割当枠の拡大

EU 産スイートコーン〔CN コード 0710 40 00（調理していないもの及び蒸気または水煮による調理をした冷凍野菜）、2005 80 00（ゼア・マユス変種サカラタ、冷凍されておらず、食酢または酢酸により、調製または保存に適する処理をしたもので、2006 に分類されないもの）〕に対するカナダの現行の関税は、CETA の暫定適用開始と同時に撤廃される。一方、EU は、カナダ産のスイートコーンに無税の関税割当枠を設定し、CETA 暫定適用開始 6 年目まで毎年均等に 8,000 トン（正味重量）まで拡大する。同時に CN コード 0710 40 00 に分類されるスイートコーンの二次税率は、暫定適用開始時点を含めて 8 回の均等な引き下げを行い、8 年目に輸入を完全自由化する。一方、CN コード 2005 80 00 に分類される缶詰などのスイートコーンの関税率は引き下げない。

表 7：EU の対カナダ関税割当枠——スイートコーン

分類	対象	内容 <sup>(1)</sup>
TQSC	スイートコーン	1 年目に 1,333 トンの無税の関税割当枠を新設、6 年目まで均等に 8,000 トンまで拡大し、以後、継続する

(1) 重量は正味重量

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-1/en/pdf>

表 8：EU の対カナダ関税引き下げ——スイートコーン

品目の内訳 <sup>(1)</sup>	基準税率 <sup>(1)</sup>	撤廃区分	関税割当枠
スイートコーン（調理していないもの及び蒸気または水煮による調理をしたもの）（0710 40 00）	5.1 ユーロ+9.4 ユーロ/100 キロ	D	TQSC
スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ、冷凍されておらず、食酢または酢酸により、調製または保存に適する処理をしたもので、2006 に分類されないもの）（2005 80 00）		E	

(1) 品目の番号は、2015 年版の CN コードに基づく。

(2) 基準税率算出の基準となる重量は正味重量。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-2/en/pdf>

### 原産地規則

上記のスイートコーンの内、HS コード 0710（調理していない冷凍野菜、及び蒸気または水煮による調理をした冷凍野菜）に分類されるものは、第 7 類（食用の野菜、根及び塊茎）に分類される原料が、すべて完全生産品であることが原産品としての要件となる。一方、HS コード 2005（冷凍されておらず、食酢または酢酸により、調製または保存に適する処理をした野菜）に分類されるものは、HS コードの上 4 桁が変更される加工が行われていれば、原産品と認められる。

## ⑤ 普通小麦 (common wheat)

### 関税引き下げと関税割当枠の拡大

カナダは、EU 産の小麦 (HS コード 1001 番台) に対する関税を CETA 暫定適用開始と同時に廃止する。一方、EU は、低品質・中品質のカナダ産普通小麦 (CN コード ex1001 99 00) に対する関税割当枠を、CETA 暫定適用開始と同時に 10 万トンに拡大する。WTO 協定に基づくカナダ向けの既存の関税割当枠 3 万 8,853 トンはこの中に統合される。また、低品質・中品質の普通小麦とそれ以外の一部の小麦の二次税率を発効時点を含めて 8 回均等に引き下げ、8 年目に輸入を完全自由化する。

表 9：EU の対カナダ関税割当枠——小麦

分類	対象	内容
TQCW	低品質・中品質の普通小麦	1 年目から 7 年目まで、10 万トンの無税の関税割当枠を新設する。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-1/en/pdf>

表 10：EU の対カナダ関税引き下げ——小麦

品目の内訳 <sup>(1)</sup>	基準税率	撤廃区分	関税割当枠
播種用のデュラム小麦 (1001 11 00)	148 トン/ユーロ	D	—
その他のデュラム小麦 (1001 19 00)			—
播種用のその他の小麦 (1001 91 90)	95 トン/ユーロ		—
その他の小麦 (1001 99 00)			TQCW <sup>(2)</sup>

(1) 品目の番号は、2015 年版の CN コードに基づく。

(2) 「TQCW」は低品質・中品質の普通小麦に適用される。

出所：Comprehensive Economic and Trade Agreement – Annex 2-A

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-2/en/pdf>

### 原産地規則

HS コード第 10 部 (穀物) については、完全生産品であることが原産品としての要件となる。

## 2. 農産品の地理的表示（GI）の保護

カナダは CETA において、EU 産の一部農産品の地理的表示（GI）の保護に同意した。GI の表示は、対象製品が特定の国や地域を原産地としており、その品質や知名度などの特性がその原産地と結びつきがある場合、保護対象となる<sup>12</sup>。対象製品の多くは、EU の特定の場所や地域で生産される特徴的な食品で、EU から輸出される重要な食品であると同時に、生産者は農村部の中小企業であることも多い。欧州委員会は、CETA はこうした製品を模倣品などから保護する役割も果たすこととなると強調している<sup>13</sup>。

### (1) CETA 暫定適用開始時に保護対象となる GI

CETA において農産品の GI の保護は、第 20 章「知的財産」の 20.16 条～20.23 条に規定されており、保護対象となる GI の農産品リストは、EU 産品については付属書 20-A のパート A、カナダ産品については同パート B に掲載されている。ただしパート B のリストは 2017 年 9 月時点で空白であり、CETA 発効と同時に保護対象となるのはパート A に掲載された EU 域内 14 カ国の GI 計 171 件となる。

なお、欧州議会からの質問に対する欧州委のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）の 2017 年 2 月 10 日付回答によると、付属書 20-A に掲載された GI は、輸出量、知的財産保護に関連する法規制、乱用・模造品のリスクなど客観的な経済的・法的要素を基準として、EU 加盟各国との協議の下に選定されたという<sup>14</sup>。

GI の保護の対象となる製品の分類は、HS 分類に基づき付属書 20-C<sup>15</sup>に規定されている。

---

<sup>12</sup> "Geographical-indications" DG TRADE, 28 June 2017, <http://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/intellectual-property/geographical-indications/>

<sup>13</sup> "CETA explained" DG TRADE, January 2017, <http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ceta/ceta-explained/>

<sup>14</sup> 欧州委員会セシリア・マルムストロム委員（通商担当）の 2017 年 2 月 10 日付書簡。

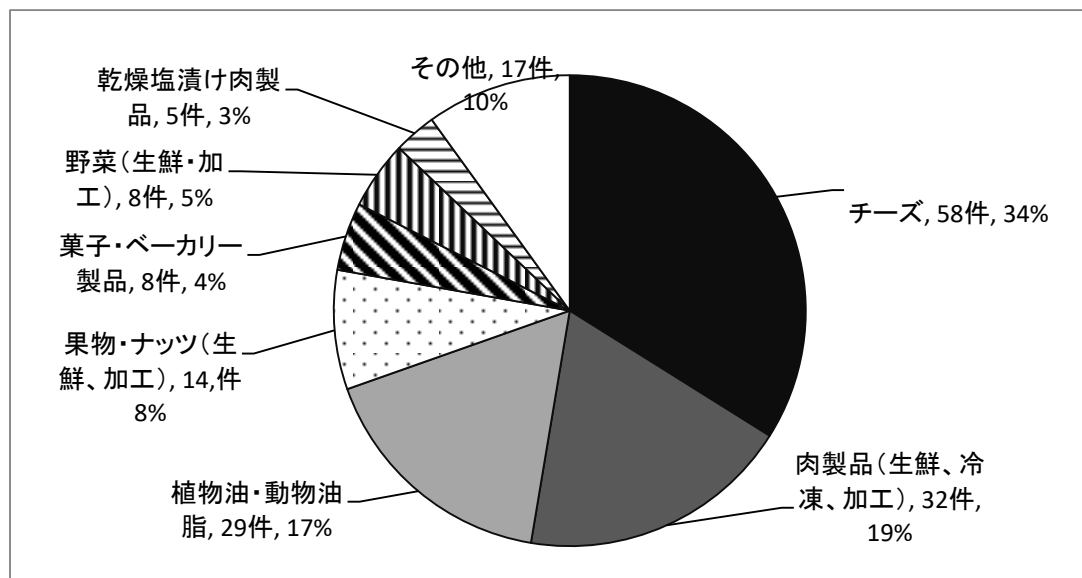
[http://ec.europa.eu/carol/?fuseaction=download&documentId=090166e5b027d9de&title=Signed\\_reply.pdf](http://ec.europa.eu/carol/?fuseaction=download&documentId=090166e5b027d9de&title=Signed_reply.pdf)

なお、この文書中では保護対象となる GI は 143 件となっている。

<sup>15</sup> CETA 付属書 20-C <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-5/en/pdf>

また、CETA により、適用開始と同時に保護対象となる EU 産品の GI の件数とその割合を製品分類別に次図にまとめる。

図 1：CETA 暫定適用と開始と同時に保護対象となる EU 産品の GI の製品分類別件数



出典：CETA 付属書 20-A パート A よりジェトロ作成

<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-5/en/pdf>

付属書 20-A のパート A に記載されているチーズの代表例としては、カマンベール・チーズ (Camembert de Normandie、フランス)、パルメザン・チーズ (Parmigiano Reggiano、イタリア)、フェタ・チーズ (Feta、ギリシャ)、ゴード・チーズ (Gouda Holland、オランダ) などがある。肉製品としては、ウエルバ産生ハム (Jamón de Huelva、スペイン)、パルマ産生ハム (Prosciutto di Parma、イタリア、乾燥塩漬け肉製品)、ペリゴール産フォアグラ (Canards à foie gras du Sud-Ouest: Périgord、フランス) などがある。これら以外にも、知名度の高い加工食品としては、モデナ産バルサミコ酢 (Aceto balsamico di Modena、イタリア、食酢) などがある。この他の GI が保護対象となる EU 産の農産品の詳細については、付属書 20-A のパート A を参照されたい<sup>16</sup>。

<sup>16</sup> CETA 付属書 20-A パート A <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-5/en/pdf> 2017. 11

## (2) GI の保護の適用

CETA 第 20.19 条は、EU とカナダの双方に対して、付属書 20-A に記載された相手側の GI を保護することを義務付けている。付属書 20-C に記載された製品分類に該当する農産品について、原産地が付属書 20-A のリストと合致する場合、または、相手側の法・規則が定める製造方法が順守されている場合にのみ、保護された GI が使用できるようにするため、双方とも法的措置を講じる必要がある。原産地が明記されている場合や、「～風」「～タイプ」<sup>17</sup>といった表記がなされている場合もこの規定が適用され、GI の利用が制限される。さらに、CETA は、不公正な競争行為に該当する GI の使用を防ぐため、双方が法的措置を取ることも求めている。また、付属書 20-A に記載された相手側の GI を含む商標登録は、製品が当該 GI と同じ製品分類に該当し、かつ、付属書 20-A に記載された原産地で産出されたものでない場合、法令が可能とするのであれば職権により、そうでなければ利害関係者の要請に応じて、拒否・無効化するよう求めている。

EU とカナダで同一の製品分類に同一呼称の GI が存在する場合、公平に製品を区別できるように、双方は GI の具体的な利用条件を協議する。この他、EU またはカナダが、第三国との交渉において、付属書 20-A の同一の製品分類に含まれる相手国の同一呼称の GI の保護を検討する場合、第三国の GI の保護を決定する前に相手国に事前に通知し、意見を表明する機会を与える必要がある。

## (3) GI の保護の例外

付属書 20-A で「\* (アスタリスク)」が付記された GI には、例外的な措置が適用され、その使用が一部緩和される。この措置は、アスタリスクの数に応じて 3 種類に分かれる。

---

<sup>17</sup> 条文には規制対象として「kind」、「type」、「style」、「imitation」が例示されている。



表 11：例外的な措置が規定された GI とその規定

適用対象となる GI	種別	例外規定
ギリシャのフェタ・チーズ (Feta)、フランスのマンスター・チーズ (Munster)、イタリアのアジアーゴ・チーズ (Asiago)、フォンティーナ・チーズ (Fontina)、ゴルゴンゾーラ・チーズ (Gorgonzola)	*	カナダは左記の GI に関して、「～風」「～タイプ」 <sup>18</sup> といった文言が付記され、原産地が明示されている製品についてはその使用が認められる。また、2013年10月8日以前にこれら GI をチーズ製品に商業利用した全ての人（その相続人、譲受人を含む）に対しては、カナダ国内におけるその使用が認められる。
ドイツのニュルンベルク・ブラッドソーセージ (Nürnberger Bratwürste)	**	2008年10月8日以前に最低5年間、左記の GI を肉製品（生鮮、冷凍、加工）に商業利用した全ての人（相続人、譲受人を含む）は、同 GI の使用が認められる。また、2013年10月8日以前の5年間に満たない期間、左記の GI を肉製品（生鮮、冷凍、加工）に対し商業利用した全ての人（相続人、譲受人を含む）は、CETA 暫定適用開始から5年間の移行期間中は、同 GI の利用が認められる。
フランスのボーフォール・チーズ (Beaufort)、バイヨンヌ・ハム (Jambon de Bayonne)	***	2013年10月8日以前に最低10年間、左記の GI をそれぞれの製品分類において商業利用した人（相続人、譲受人を含む）については、同 GI の使用が認められる。また、2013年10月8日以前の10年間に満たない期間、左記の GI をそれぞれの製品分類において商業利用した人（相続人、譲受人を含む）は、CETA 暫定適用開始から5年間の移行期間中は、同 GI の利用が認められる。

出所：CETA 第 20.21 条 1~4 項

<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ceta/ceta-chapter-by-chapter/>

なお、次の英語とフランス語表記については、CETA で保護対象となる EU の GI と重複する場合も、製品の原産地に関して誤解を招かない限りにおいて、カナダ国内での商標への使用、登録の権利が認められる。

表 12：カナダで英語・フランス語表記での商標の使用・登録が認められる EU 産品

保護対象の GI	使用・登録が認められる英語・フランス語表記
バレンシア・オレンジ (Cítricos Valencianos、スペイン)	Valencia Orange、Orange Valencia、Valencia
シュヴァルツヴァルト・ハム (Schwarzwälder Schinken、ドイツ)	Black Forest Ham、Jambon Forêt Noire
ティロル・ベーコン (Tiroler Speck、オーストリア)	Tiroler Bacon、Bacon Tiroler
パルメザン・チーズ (Parmigiano Reggiano、イタリア)	Parmesan
サン・ジョルジュ・チーズ (Queijo S. Jorge、ポルトガル)	St. George Cheese、Fromage St-George[s]

出所：CETA 付属書 20-B パート A

<sup>18</sup> 条文には規制対象として「kind」、「type」、「style」、「imitation」が例示されている。

加えて、フランスのチーズと同綴の「コンテ (comté)」については、カナダ国内の「郡」を意味する場合について、同じく「ボーフォール (Beaufort)」もカナダ国内のボーフォート・レンジ (Beaufort range) 近郊で生産されるチーズに用いられる場合については、GI の保護対象とはならない<sup>19</sup>。

さらに、第 20.21 条 5 項は、CETA 署名前、及び GI が付属書 20-A に追加される前にすでに登録されていた同一・類似の商標に関する例外を規定している。この規定は、CETA 署名の時点 (2016 年 10 月 30 日) で付属書 20-A に記載されていた GI については、GI 保護の関連条文の適用開始以前に出願・登録・譲渡された商標に対して適用される。また、署名日以降に追加された GI については、GI が追加された日付以前に出願・登録・譲渡された商標に対して適用される。この条件に該当する商標に関しては、EU またはカナダにおいて、商標の出願・登録が善意によってなされていた、もしくは譲渡を受けていた場合、当該商標が GI と同一、もしくは類似している場合も、CETA の GI 保護を実施する双方の措置は、当該商標の出願の適格性や登録の有効性、商標の使用権を妨げないことが規定されている。

#### (4) CETA 発効後の GI の追加・削除

付属書 20-A への新たな GI の追加、また、すでに記載されている GI の削除は、「CETA・GI 委員会」の勧告に基づき、CETA 共同委員会 (CETA Joint Committee)<sup>20</sup>が全会一致で決定する。なお、CETA 署名の時点で EU 加盟国において登録されていた GI は原則として、付属書 20-A パート A には追加しない。また、同種・類似した製品がすでに相手国で商標登録されている、もしくは同種・類似した製品の商標を善意によって取得し、出願済みの場合、または、相手国における動植物の種類の種類慣習的な呼称と同一である場合、相手国において製品名が一般的な用語である場合については、付属書 20-A への GI の追加対象とはならない。

<sup>19</sup> CETA 第 20.21 条 12 項及び同付属書 20-B パート B

<sup>20</sup> CETA 第 26 条 1 項が規定する、同協定の実施・適用を監督・促進するための委員会であり、EU とカナダ双方の代表から構成される。同委員会は EU・カナダ間の貿易・投資に関する全ての問題と、CETA の実施・適用の責任を負う。さらに、EU とカナダは、協定の実施と解釈、貿易と投資に関する問題について、同委員会に諮ることができる。また、CETA 共同委員会は、第 26 条 2 項に基づいて設置される、商品貿易や関税、非関税障壁に関する「商品貿易委員会 (Committee on Trade in Goods)」や、サービス貿易や投資、e コマース、知的財産権などに関する「サービス・投資委員会 (Committee on Services and investment)」、衛生植物検疫措置に関する「衛生植物検疫措置共同管理委員会 (Joint Management Committee for Sanitary and Phytosanitary Measures)」GI に関する「CETA・GI 委員会 (CETA GI Committee)」など、分野ごとに設置される専門委員会を監督する役割も担う。加えて、第 26 条 3 項により、CETA 共同委員会は、EU・カナダ双方の合意に基づき、同協定の目標の達成を目的とする、拘束力のある決定を行うこともできる。

## 3. 補助金に関する規定

CETA 第 7 章（第 7.1 条～第 7.9 条）は、政府の補助金・公的支援に関する規定を定めている。CETA は、完全に自由化された農産品と、無税の関税割当枠を利用して輸出される農産品に対する輸出補助金を禁止している。一方、国内の農業と漁業に対する補助金の交付・廃止に関する義務は含まれていないため、双方は WTO ルールに則って農業・漁業への補助金を交付することができる。ただし、一方が相手側の補助金によって不利益を被っている場合の、協議メカニズムが定められている<sup>21</sup>。

CETA 第 7.2 条は、全分野の補助金制度に対する規定として、その透明性を確保するため、双方に、2 年ごとに自国・域内で交付・継続された補助金に関して、補助金の法的根拠と形態、金額あるいはその予算額を通知することを規定している。また、いずれかから要請があった場合、自国・域内で提供されたサービス貿易に関する政府支援の具体的な事案に関する情報を提供し、質問に回答することが求められる。

農産品・水産品については、第 7.4 条に次の規定が設けられた。

- ・ 双方のいずれかが、相手側の農産品・水産品への政府補助金あるいは公的支援によって不利益が生じている、または生じ得ると判断した場合、相手側に対して懸念を表明し、協議の開催を要求できる。
- ・ 要求を受けた側は、農産品・水産品への補助金あるいは公的支援により生じる損害を除去、あるいは、最小化するよう努めなければならない。

また、CETA 第 7.5 条 2 項は、CETA の適用開始と同時、または、付属書 2-A（関税撤廃）に基づく移行期間を経て、相手側が関税を完全に廃止した農産品や、当該農産品を含む製品の輸出に対する輸出補助金の新設または継続を禁止する。なお、同 1 項は関税割当てが適用される製品について、「関税の完全な廃止」を「関税割当て枠内、または、関税割当て枠外の関税の廃止」と定義しているため、無税の関税割当枠が設定された製品についても、輸出補助金の適用が禁止される。

一方、農業・漁業以外の分野における補助金についても、第 7.3 条に農業・漁業分野と同様の協議メカニズムが規定されている。この他、補助金については次が規定されている。

---

<sup>21</sup> "CETA – Summary of the final negotiating results" DG TRADE, February 2016,  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc\\_152982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf)

- ・ CETA の条文は、EU の視聴覚サービス、カナダの文化産業に対する補助金及び政府支援には適用されない（第 7.7 条）。
- ・ CETA が定める農業・漁業以外の分野における補助金に関する協議（第 7.3 条）、及び農産品・水産品分野における補助金に関する協議（第 7.4 条）は、CETA の別のパート（29 章）で規定されている紛争解決条項の適用対象とはならない（第 7.9 条）。

## 4. EU 域内の農協団体の CETA に対する見解

### (1) 欧州農業組織委員会（COPA）・欧州農業協同組合委員会（COGECA）

欧州を代表する農業生産者団体である欧州農業組織委員会（COPA）・欧州農業協同組合委員会（COGECA）は 2017 年 2 月 15 日に、欧州議会による CETA の承認を歓迎する声明を発表した<sup>22</sup>。COPA・COGECA は CETA の意義として以下の点を挙げている。

- ・ 昨今の不確実な時期において、EU は、公平な競争環境が確保される限り、EU の単一市場が世界に開かれていることを明確に発信する必要がある。
- ・ 地理的表示（GI）や、家畜のトレーサビリティ、肥育ホルモン剤を使用した牛肉の禁止など、生産・品質・安全性に関する EU の基準が認められ、模倣品から高品質な EU 産品を保護できる。
- ・ 公正なルールに基づく貿易の実現に向けた一歩であり、他の協定の締結が期待される。

COPA・COGECA はさらに、EU 産の乳製品とワインのカナダ市場へのアクセスが改善されることを特に歓迎しつつ、カナダ産の牛肉と豚肉の EU 市場へのアクセス拡大を注視する方針を強調するとともに、肥育ホルモン剤やラクトパミンの使用禁止の重要性を指摘した。

### (2) フランスの農業生産者団体の反応

EU 最大の農業国であるフランスでは、欧州議会の会派、欧州緑グループ・欧州自由連盟（Greens/EFA）とフランス全国畜産・食肉業者組合（INTERBEV）が委託した報告書、「動物

---

<sup>22</sup> "Copa & Cogeca welcome MEPs approval of EU trade deal with Canada and call for progress to be made in EU-Japan trade negotiations" COPA COGECA, 15 February 2017 <http://www.copa-cogeca.be/Download.ashx?ID=1624501&fmt=pdf>

起源製品部門における CETA の影響分析」が 2017 年 1 月に公表された<sup>23</sup>。同報告書は、CETA により懸念される EU 農業部門全体への影響として、次を指摘している。

- カナダ産の農産品に対する関税の引き下げにより、油料作物や豆類、穀類の EU への輸入が一層拡大する可能性がある。
- カナダから EU 向け豚肉・牛肉の輸入は、ラクトパミンや肥育ホルモン剤を使用した豚・牛の EU 域内への持ち込み禁止によって抑制されているが、CETA 適用開始後に、肥育ホルモン剤を使用していない製品など、輸入が拡大する可能性がある。
- CETA の適用開始に伴い、投資裁判所制度（ICS）と双方間の規制協力の枠組みが、EU 側の規制水準の引き下げに利用される可能性がある。特に、家畜へのラクトパミンの投与禁止、肉牛への肥育ホルモン剤投与禁止、人の消費向け動物起源食品への一部の殺菌剤（クエン酸、過酢酸）の使用禁止、遺伝子組み換え食品の流通制限などが標的となる可能性がある。
- CETA が EU の GI の保護を認めたことは成果ではあるが、過去の協定（ワイン・スピリッツ協定）ですでに保護対象となった GI が含まれていることや、例外措置が盛り込まれたことなどを割り引いて評価する必要がある。
- CETA には農家に対する補助金に関する条文は含まれていないが、補助金規模がより大きい EU に対して、自国に不利益が生じている、または生じ得るとしてカナダが協議を求めた場合、EU の農家を圧迫する結果が生じるリスクがある。
- 農産品に対する関税のほぼ全面的な撤廃は、農産物価格の制御や、最低保証価格の再導入、生産量の調整などの措置の可能性を封じる

さらに、報告書は特に豚肉と牛肉の両分野に対する CETA の影響について詳しく分析している。

- 豚肉に関して、カナダ産カット肉は季節による価格変動や為替相場変動によっては、EU 市場において強い価格競争力を持つ場合もある。北米市場での豚肉価格は連動しているため、米国との包括的貿易投資協定（TTIP）が締結され、発効した場合、カナダと米国の両国から同時に豚肉が EU に向けて輸出され、EU 市場に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- 牛肉については、肥育とと畜、カットの分野ではカナダは強い競争力を有しており、CETA による EU の無税の関税割当枠は、輸入拡大の呼び水となる可能性がある。また、現状では EU による肥育ホルモン剤を使用した牛肉の禁輸がカナダ産牛肉の輸入を抑制

---

<sup>23</sup> “Analyse de l'accord de libre-échange entre l'Union européenne et le Canada (AECG/CETA) dans le secteur des produits animaux” AgroParisTech, Idele-Institut de l'élevage and IFIP, January 2017  
<http://www.interbev.fr/wp-content/uploads/2017/02/Rapport-CETA.pdf>

しているが、カナダの畜産産業は EU 向けに肥育ホルモン剤不使用の牛肉生産を急速に発展させることも予想される。また、EU での肉用雌牛の需要に応じてカナダがこの分野を発展させ、EU の畜産産業と競合する可能性も考えられる。さらに、高級部位を中心に、カット肉ではカナダ側が有利であり、季節による価格の変動も小さいため、通貨変動によってはカナダ産品が EU の牛肉産業を圧迫するリスクもあり得る。

加えて、欧州議会が CETA の承認を決議した 2017 年 2 月 15 日前後に、フランスの複数の農業団体が声明を発表した。まず、同国の主要農業生産者団体である農業経営者組合全国連合会 (FNSEA) が 2017 年 2 月 14 日に、CETA の締結に警鐘を鳴らす声明を発表<sup>24</sup>。FNSEA は CETA による EU の GI の保護を評価する一方、カナダ産牛肉の無関税の輸入枠の拡大は、すでに危機状況にあるフランスの牛肉産業に致命的な打撃を及ぼす可能性があるとして批判した。

この他、農民連盟 (Confédération paysanne) は 2 月 15 日、関税の引き下げに伴う市場への供給量の増加による、生産者価格の引き下げと同時に、種苗の知的財産権の保護の強化による生産者の負担増に懸念を示した<sup>25</sup>。また、家族経営農業組合連盟 (MODEF) は 2 月 16 日、CETA はフランスの酪農家に壊滅的なものとなり、EU の食糧自給に致命的な打撃を与えると批判した<sup>26</sup>。さらに、農村協調 (Coordination Rurale) も 2 月 17 日、上述の欧州緑グループ・欧州自由連盟などが委託した報告書を引用し、CETA の適用開始によるカナダ産の食肉の輸入拡大量と、カナダ向け輸出のための EU 産チーズの生産拡大に伴う乳用家畜の割合の拡大により、EU の酪農農家は直接・間接的に食肉生産農家を圧迫する可能性があるとして警告した<sup>27</sup>。

---

<sup>24</sup> "CETA: pas de traité en trompe l'œil" FNSEA, 14 February 2017

<http://www.fnsea.fr/media/2475059/communiqu%C3%A9-ceta.pdf>

<sup>25</sup> "Vote CETA : Eurodéputés, soyez élus du peuple !" Confédération paysanne, 15 February 2017,

[https://www.confederationpaysanne.fr/rp\\_article.php?id=5568&PHPSESSID=uhae511c96q0dg3egfcjir3ll0](https://www.confederationpaysanne.fr/rp_article.php?id=5568&PHPSESSID=uhae511c96q0dg3egfcjir3ll0)

<sup>26</sup> "Le CETA, une menace pour les exploitants français" MODEF, 16 February 2017

[http://www.modef.fr/FTMODEF\\_WEB/CP%20LE%20CETA%20UNE%20MENACE%20POUR%20LES%20EXPLOITANTS%20FRANCAIS.pdf](http://www.modef.fr/FTMODEF_WEB/CP%20LE%20CETA%20UNE%20MENACE%20POUR%20LES%20EXPLOITANTS%20FRANCAIS.pdf)

<sup>27</sup> "Ratification du Ceta : qui veut encore sauver la filière viande ?" Coordination rurale, 17 February 2017

<http://www.coordinationrurale.fr/ratification-ceta-qui-veut-encore-sauver-la-filiere-viande/>

## 5. CETA に期待する EU 中小企業の事例

本パートでは、フィットネス家具や、金具、ネクタイなどの工業製品から、ワインやチーズ、果物などの農産品まで、多岐にわたる製品を扱う中小企業 10 社の事例に関して欧州委員会が作成した資料を訳出し、EU の中小企業に期待される CETA による機会について報告する。

なお、本パートは、欧州委員会が CETA の協定テキスト公開前に作成した事例集の抄訳である。事例に登場する農産品の譲許内容については、本調査レポート本文で参照されたい。

### ● ベルギー・フランダース企業がカナダで「持続可能な」フィットネス家具を展開<sup>28</sup>

WeWatt は、自転車のような設備を利用して、人間の運動エネルギーを利用可能な電力に変換するという、野心的な目標を掲げるベルギー、フランダース地域のスタートアップ企業だ。同社は、2011 年にパトリシア・セイセンス (Patricia Ceysens) 氏とカタリナ・ヴェルハーゲン (Katarina Verhaegen) 氏によって設立され、座って過ごすことが中心の現代のライフスタイルや、気候変動と持続可能なエネルギーに関する課題に取り組む。

同社は、待ち時間や仕事中、または他人との会話中に電力を発電することが可能な、発電用ペダルの付いた (アエロ・バイクと椅子、机を組み合わせた形状の) 革新的な椅子型の家具を製造している。WeWatt は、空港や駅など、公共空間に製品を設置し、大きな成功を収めている。同社は現在、世界の 20 カ国・地域で活動しており、国際的な事業拡大が一層重要となっている。

同社はベルギーとドイツの支援者から 20 万ユーロの追加資金を調達しており、事業活動を世界に拡大し、世界中の様々な市場向けに同社製品を最適化させる予定だ。

同社の重要な市場としてカナダが挙げられており、2015 年に北米市場で初めて同社のサイクリング設備がカナダ南西部のカルガリー空港に設置された。

---

<sup>28</sup>本章は、欧州委員会の「Every watt matters - Flemish company goes global with sustainable fitness furniture」 ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc\\_155257.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc_155257.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "Every watt matters - Flemish company goes global with sustainable fitness furniture" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc\\_155257.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc_155257.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein."

同社は CETA によって、同社製品を含む EU からの輸入品に対するカナダの関税の 99% が撤廃されれば、より競争力のある価格で製品を提供できるようになるであろうことを見込み、同協定の批准に期待を表明していた。WeWatt のような革新的な製品を販売する企業にとって、同協定の下、EU のイノベーションの違法なコピーを防止するための規定もまた、追い風となる見込みだ。

## ● 巨大なカナダ市場に期待を寄せるルクセンブルクの安全金具メーカー<sup>29</sup>

Codipro は、重量機材用の安全金具（特許取得済）の設計・生産を手掛けるルクセンブルクの中小企業だ。

同社は EU の自由貿易協定（FTA）のメリットを最大限に生かし、販売代理店のネットワークを通じて世界中の約 60 の国・地域に製品を輸出している。同社の売上高に対するルクセンブルク市場のシェアは 1% に過ぎない。同社の売上高の 70% は他の EU 加盟国だが、29% は EU 域外の国・地域との貿易によるものだ。

同社の韓国向けの売上高は、2008 年以降に 8 倍に拡大した。2011 年 7 月に暫定適用を開始した EU と韓国の FTA により、両国間の関税が撤廃され、同社の製品がより競争力のある価格で提供できるようになったためだ。同社では、現在、売上高全体の 3% 以上を占める韓国市場の売上高を、今後 10 年間で 3 倍に伸ばすことを目指している。

海外市場での成功により、同社は、過去 10 年間で同社の年間売上高を毎年 15～20% 拡大しており、従業員数も 3 名から 30 名に増やした。

同社が活動する国・地域の大半において売上高が拡大する一方で、収益が同様のスピードで伸びていない国がカナダだ。カナダ市場は巨大だが、貿易にかかる書類手続きが極めて煩雑となって

---

<sup>29</sup>本章は、欧州委員会の「For Luxembourgish SME the world is its market」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc\\_155232.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc_155232.pdf)) © European Union, 2017 の翻訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "For Luxembourgish SME the world is its market" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc\\_155232.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc_155232.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein."



いるためだ。同社は、CETAにより、関税手続きが簡略化され、関税が撤廃されることで、EUとカナダの間の取引が容易になることを見込み、同協定の発効に期待を寄せる。

- **ポーランド産のフルーツと野菜がカナダへ、CETAがポーランドの農産物に新たな市場を提供<sup>30</sup>**

Ewa Bis はワルシャワを拠点とする果物と野菜の輸出事業者だ。同社はマレック・マルジュツ (Marek Marzec) 氏によって、1987年に設立された。同氏は、ポーランド南東部のサンドミエジュで家族が経営する果樹園で果樹栽培の基礎を学び、将来の事業を見据えて、新たな種をまいた。

Ewa-Bis は 2015 年現在、200 名以上を雇用し、売上高は 2,200 万ユーロを突破している。また、2014 年に EU から獲得した財政支援を活用して BtoB 用 IT システムを完備し、サプライヤーと世界中の顧客に関するデータベースを開発した。

同社の農産物は、ポーランド各地の果物生産事業者との協力の下、世界 25 ヶ国・地域で販売されている。同社はすでに EU の FTA の恩恵を受けている。例えば、2015 年初頭に署名・発効した EU とウクライナの連合協定により、売上高が 3% 増加した。

マルジュツ氏は、CETA も、同社の事業拡大にとって大きな機会となると見ている。これまでもカナダ市場への参入を試みているものの、規制と行政手続きが障壁となり、カナダは同氏にとってビジネス成果の実証が難しい市場だった。

青果産物の国際的な取引に新しいビジネス・チャンスを見出しているのは、Ewa Bis だけではない。ポーランドは EU 内最大のリンゴ生産国として、2015 年には 320 万トンを生産している。ポーランドのリンゴ生産事業者は、CETA が大きな実を实らせる、と期待している。

---

<sup>30</sup>本章は、欧州委員会の「Polish fruit and vegetables bound for Canada」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154746.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154746.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication " Polish fruit and vegetables bound for Canada " ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154746.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154746.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.")

- イタリア、シチリアの職人技を利用したネクタイがカナダ市場で成功<sup>31</sup>

Graffeo Cravatte は、イタリアの、高品質な手作りネクタイを製造・販売するメーカーだ。同社はシチリア西部のトラパーニ地方のアルカモに位置し、過去 24 年間にわたってイタリア市場にネクタイを供給している。一方、同社は最近、北米のような海外市場も目指している。海外市場の需要に対応するため、高い英語力を持つ従業員 1 名も新たに雇用した。

同社は 4 年前にカナダとの取引を開始し、現在、3 社の販売事業者を通じて製品を提供している。同社の対カナダ輸出は、売上高全体の 7% に達している。

カナダ向けの事業はすでに手堅い成功を収めているものの、同社では、CETA が発効した場合の新たな需要に期待している。カナダが設けている現在のネクタイの輸入関税（約 17%）は、同協定により削減または撤廃されると見られ、同社は、より競争力のある価格で製品をカナダ市場に提供することができるようになる見込みだ。

職人技に基づく労働集約型の同社の製品生産にとって、関税によるコスト削減は大きな意味を持つ。さらに、中小企業全般にとって、CETA による、書類手続きの合理化にも期待できる。

- フランスなどの欧州の小規模ワイン生産事業者にカナダ市場参入を促す CETA<sup>32</sup>

---

<sup>31</sup>本章は、欧州委員会の「Sicilian workmanship finds a place by Canada's heart」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154781.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154781.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "Sicilian workmanship finds a place by Canada's heart" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154781.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154781.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.")

<sup>32</sup>本章は、欧州委員会の「French wine destined for international markets」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154722.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154722.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication " French wine destined for international markets " ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154722.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154722.pdf))

© European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.")

Pascal Jolivet は、フランスのロワール渓谷地域の小さなワイン生産事業者だ。EU 韓国 FTA により、同社の対韓国輸出はわずか 3 年で 3 割以上拡大し、2015 年の輸出量は 5,000 本に達した。

同 FTA により、フランスは、韓国にとって最大のワイン供給国となり、現在、同国の市場シェアの 30.9%を占めている。今日、韓国はフランスにとって、アジアでは中国、日本に続く、3 番目に大きなワイン市場であり、2017 年には一層の市場拡大が期待されている。

Pascal Jolivet にとって、同社の売上高のうちの 70%、年間 700 万ユーロが輸出によるものだ。同社の従業員 10 名中 4 名は、輸出業務のみに従事しており、同社の製品は世界の 80 カ国・地域の高級レストランで販売されている。

CETA は、欧州のワインに課されている輸入関税を引き下げるだけでなく、カナダの地方政府によるワイン産業の独占にも終止符を打つ見込みだ。現在、アルバータ州を除く各州はアルコール飲料の販売管理権限を持っていることから、ワインは州政府による小売りの独占状態となっている。CETA は、州政府の酒類管理委員会が科す販売管理手数料や課徴金の計算方法など、カナダ国内のワインに関する非関税障壁を引き下げることにより、EU のワイン生産事業者にとって大きな機会を提供する可能性がある。

- **カナダ向けフランス産チーズの輸出拡大の契機となるか、CETA により、カナダにおけるフランス産チーズ需要取り込みが可能に<sup>33</sup>**

Fromagerie Delin は、フランス、ブルゴーニュ地方のニューイ・サン・ジョルジュ近郊のチーズ生産事業者だ。同社は、EU が結ぶ FTA が、中小企業と消費者に新しい機会を提供した模範例となっている。

---

<sup>33</sup>本章は、欧州委員会の「Canadians catch a whiff of French cheese」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154766.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154766.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "Canadians catch a whiff of French cheese" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154766.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154766.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.")

同社が国際的な輸出企業として成功したことは、地域の経済や社会に大きな影響を与えた。生産施設への新規投資や、サプライチェーンにおける地域の下請け事業者への支援に加え、同社は、地域の生乳生産事業者から市場価格を上回る価格で生乳を購入している。

同社の売上高は、輸出の増加に伴い 15 年間で 5 倍となり、現在、輸出は利益全体の 43%を占めている。うち 12%はカナダ市場への輸出だ。さらに、同社の従業員数は 2001 年比で 5 倍になった。

カナダの消費者はフランス産チーズを好むものの、チーズは現在、1974 年に導入された厳しい割当制度の対象となっている。同割当制度は、現在のカナダにおける需要を反映しておらず、チーズ部門の停滞を招いている。

CETA の結果、カナダの EU からのチーズの輸入に対して、無税の関税割当枠が大幅に拡大され、カナダにおける EU 産チーズの売上高を、暫定適用から即時に、最低でも 25%押し上げる見込みだ。

- **ドイツのリサイクル会社にとって CETA が大きな機会に、北米の環境保護政策の下、ドイツ企業がカナダでの事業機会を見出す<sup>34</sup>**

Reclay Group は、ヘッセン州ヘルボルンを拠点とする、包装材と廃棄物管理に関する国際的なサービスを提供する中小企業だ。全世界に 3,000 以上の顧客を持つ同社は、政府と企業のリサイクル目標達成を支援するため、コンサルティングとリサイクル・サービスを提供している。

同社は、CETA 発効の恩恵としてカナダの公共調達市場への参入を期待している。カナダ市場における同社のプレゼンス強化を狙えると考えているためだ。同社の最高経営責任者（CEO）のラファエル・A・フルシオ（Raffael A. Fruscio）氏によれば、「ドイツでの事業経験による

---

<sup>34</sup>本章は、欧州委員会の「CETA holds great potential for German recycling firm」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154736.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154736.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "CETA holds great potential for German recycling firm" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154736.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154736.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.")

と、公共調達市場を開放し、競争をもたらすことは、環境と消費者の相方にとってメリットとなる」。

リサイクルは、世界的に急速に成長している分野であり、環境保護にも有効だ。高速でごみを分類する機械などの技術の向上により、より多くのリサイクル原料が、新しい資源の代わりに生産プロセスに再投入され、その結果としてエネルギー消費と CO2 排出が削減される。

さらにこうした改善は、リサイクル費用の削減ももたらす。この恩恵を最初に受けるのは主に、ドイツおよびカナダにおいて包装材廃棄物のリサイクルに責任を負う、包装材の生産事業者だが、こうしたコスト削減は、最終的には、製品価格の低下につながり、消費者にも恩恵を与える。

- **カナダでスペイン小規模醸造所がオーガニック・ワインのトップ・セラーに<sup>35</sup>**

多くの欧州ワインの原産地名を保護することを目的する EU とカナダ間のワイン・スピリッツ協定の締結後も、イタリア、スペイン、フランスは、依然として世界の三大ワイン生産国としての地位を維持しており、全世界で消費されるワインの生産量の半分以上を占めている。CETA によって、カナダで EU 産ワインに課される輸入関税が撤廃され、EU 製品がより有利な条件でカナダの各州の市場へ参入できるようになる。

原産地呼称保護（PDO）に登録されている、スペイン・バレンシアのウティエル・レケーナ地域に位置する、ワイン醸造所、Aranleón はまさにその一例で、同社の製品の 4 分の 1 は、オーガニック・ワインに対する需要が拡大しつつあるカナダ市場に輸出されている。同社は 2015 年、ケベック州において 10 万本を販売し、同州のオーガニック・ワインのトップ・セラーとなった。

---

<sup>35</sup>本章は、欧州委員会の「Spain, wine exporter and Canada's supplier」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154738.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154738.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "Spain, wine exporter and Canada's supplier" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154738.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154738.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein."

Aranleón の輸出事業は、地域の雇用を拡大させ、同地域で昔から培われてきた経済的で環境に優しい活動を保護しながら、耕作エリアの拡大に寄与した。さらに、輸出拡大の結果、PDO の効果として、バレンシアとウティエル・レケーナはワインの観光地として認知度が高まり国際的に呼称保護が進んだ。

EU の FTA に伴うメリットは、スペインの数多くのワイン醸造所が、国際市場において、より積極的なビジネス戦略を持つ生産事業者に対しても競争力を得られる点だ。また、これらの FTA により、州政府がアルコール飲料を管理する権限を持つカナダなどでも、関税以外の国内の非関税障壁も削減される。

- **カナダでフランス産のスイーツを提供<sup>36</sup>**

La Confiserie du Roy René はフランスの郷土菓子、カリソン（砂糖漬けのフルーツとアーモンドの菓子）専門の菓子メーカーだ。同社は、エクス・アン・プロヴァンスに位置し、1920 年以來カリソン作りを追及してきた。同社は、世界中のパートナーと締結された EU の FTA を利用し、2014 年に国際化戦略を導入した。今日では、同社はカリソン製造及び小売りにおける世界的リーダーだ。

フランスで培ったカリソン製造・小売りの知見を活用し、同社の輸出売上高は 2015 年以降 2 倍となり、現在では、輸出が売上高全体の 9%超を占める。海外事業の大きな伸びにより、同社は輸出担当の従業員 1 名を新たに雇用した。また、同社は、世界中で販売される同社製品が最高水準を保つように、コンプライアンス・チームを拡大する計画だ。

La Confiserie du Roy René は、CETA の批准を心待ちにしている。関税の削減により、同社はカナダにおいて製品をより競争力のある価格で提供できるようになるためだ。同社は今後、日本、韓国など、EU が現在 FTA を交渉中もしくは発効済の国々の菓子市場にも製品を提供したいと考えている。

---

<sup>36</sup>本章は、欧州委員会の「Canadians satisfy a sweet tooth」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154748.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154748.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "Canadians satisfy a sweet tooth" ([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154748.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154748.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.")

- **CETA の発効でイタリアのバルサミコ酢に対する需要拡大に期待<sup>37</sup>**

Mengazzoli はイタリアの酢を製造する中小企業だ。同社は、1962 年以来様々な種類の酢を生産してきた。同社の製品には、EU の地理的表示 (GI) を登録しており、高品質な原料を使用した、モデナのバルサミコ酢も含まれている。

イタリア北東部に位置するエミリア・ロマーニャ州を拠点とする同社は、地元のコミュニティーにも関わり、地元の大学と積極的に提携している。EU 韓国 FTA が 2011 年に暫定適用開始して以来、韓国での Mengazzoli の製品に対する需要は確実に、かつ安定して伸びており、同市場における収益は 3 倍となった。FTA による輸出費用の削減と書類手続きの合理化により、韓国における需要拡大が促され、同社は、同市場専用のセールス・アシスタントも採用した。さらに同社は、新たな生産設備に投資し、マントヴァの工場を改修した。

イタリア産の酢の対韓国輸出は、2007 年から 2014 年にかけて 2 桁台の成長となり、輸出額は、90 万ユーロから 370 万ユーロとなった。イタリア産品全体の対韓国輸出は、同協定暫定適用開始前と比較して 2015 年には 65.4%増の 45 億ユーロとなった。

Mengazzoli は現在、CETA に注目している。同社製品の対カナダ輸出は 2015 年の国外売上高の 1.7%を占めている。カナダはイタリア産の酢の重要な市場であり、全生産量の 5%が輸出されている。同協定により、現在カナダで酢に課されている 17%の関税障壁が削減または撤廃されれば、同社製品の需要はさらに大きく伸びる見込みだ。

---

<sup>37</sup>本章は、欧州委員会の「From East to West, everyone loves Italian balsamic vinegar」

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154776.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154776.pdf)) © European Union, 2017 の抄訳です。翻訳はジェトロが作成したもので、必ずしも欧州連合の正式な見解を反映するものではありません。翻訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of extracts from the European Commission's publication "From East to West, everyone loves Italian balsamic vinegar"

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154776.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154776.pdf)) © European Union 2017. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein."

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170075>

「EU・カナダ包括的貿易投資協定(CETA)による  
農産品の関税引き下げの見通しと主要点」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel.03-3582-5569